

屋久島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 13,315	千円 9,817,059	千円 280,584	千円 1,470,191	% 15.0	% 14.9

(注) 診療所特別会計含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

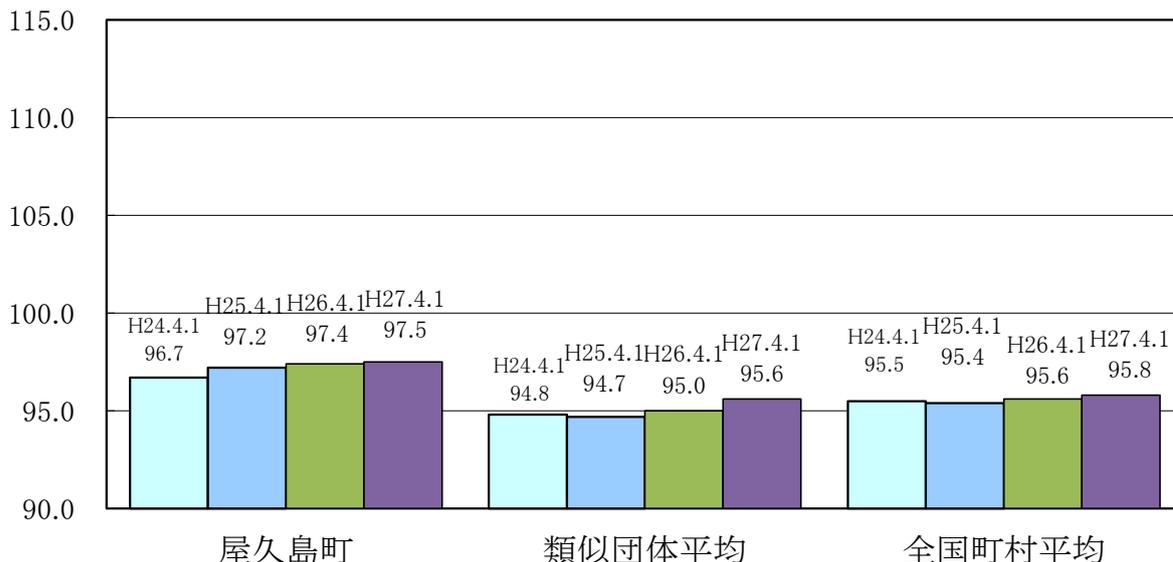
区分	職員数 A	給与				計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
26年度	人 156	千円 560,419	千円 88,284	千円 208,393	千円 857,096	千円 5,494	千円 5,527	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用い、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値で

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

階級年数階層の変動等による

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
年度	円	円	円	%	%
	—	—	(— %)	—	0.36

(参考) 国の改定率
%
0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
年度	月	月	月	月	月
	—	—	—	—	4.10

(参考) 国の年間 支給月数
月
4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 屋久島町においては、支給なし。
 （実施時期）

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の 支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合				
屋久島町の支給割合				

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
屋久島町	40.3 歳	304,500 円	369,302 円	327,609 円
鹿児島県	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	41.6 歳	305,791 円	360,437 円	329,664 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
屋久島町	48.7 歳	2 人	311,900 円	349,350 円	333,700 円	—	—	—	—
うち給食調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち清掃員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち火葬場職員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
鹿児島県	51.6 歳	260 人	330,741 円	386,250 円	363,809 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	— 円	328,318 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	50.8 歳	7 人	290,907 円	309,966 円	300,363 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
	—	—	—
うち	円	円	
うち	円	円	
うち	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成 年から 年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
屋久島町	40.0 歳	— 円	— 円
鹿児島県	43.3 歳	366,907 円	422,193 円
類似団体	41.1 歳	289,910 円	310,317 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		屋久島町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	331,500 円	— 円	399,361 円
	高校卒	— 円	314,400 円	363,700 円	365,066 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円	— 円

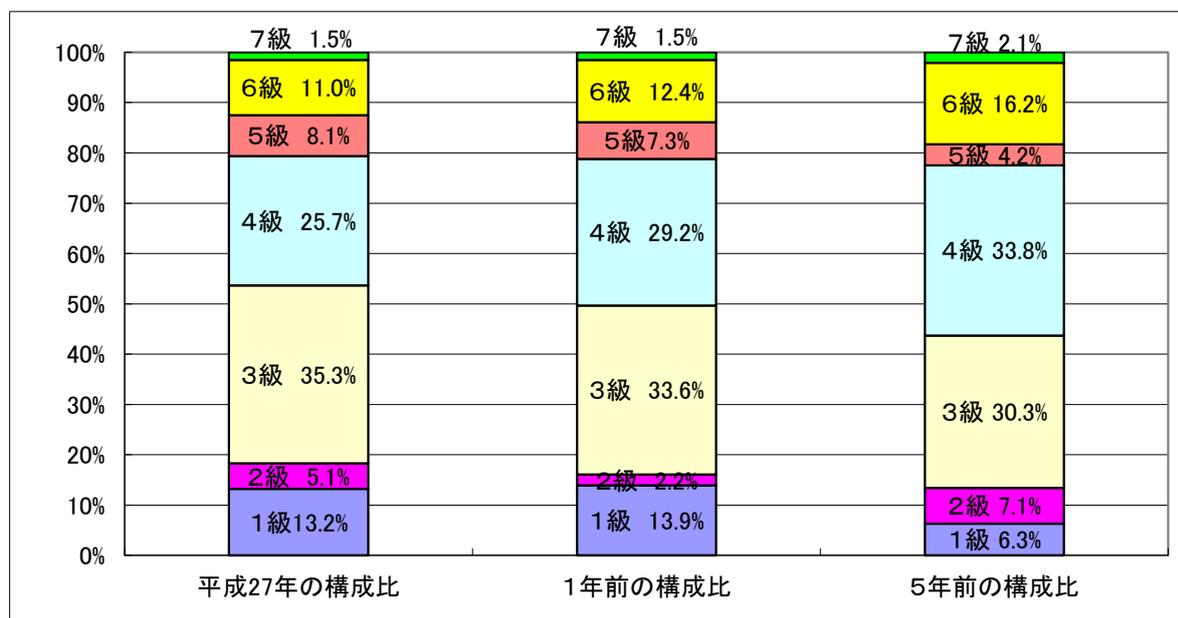
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号泣の給料月額
1 級	主事補若しくは技師補又は主事若しくは技師の職務	18 人	13.2%	137,600 円	244,900 円
2 級	主任の職務	7 人	5.1%	187,700 円	301,900 円
3 級	係長又は主査の職務	48 人	35.3%	223,900 円	347,700 円
4 級	課長補佐、主幹の職務及び困難な業務を所掌する係長の職務 基本政策戦略担当専門官の職務	35 人	25.7%	258,300 円	378,700 円
5 級	困難な業務を所掌する課長補佐の職務及び特に困難な業務を所掌する主幹の職務 基本政策戦略担当専門官の職務	11 人	8.1%	285,000 円	390,700 円
6 級	課長、所長若しくは事務局長の職務又は出先機関の長若しくは参事の職務 基本政策戦略担当専門官の職務	15 人	11.0%	315,800 円	407,900 円
7 級	特に重要な業務を所掌する課長等の職務	2 人	1.5%	360,100 円	442,600 円

(注) 1 屋久島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日現在において職員の勤務成績の評定を実施し、昇給や人事管理に反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

屋久島町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,377千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,588千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

条例・規則に基づき実施している。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

屋久島町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	27.4050月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.58250月分
勤続35年	41.325月分	49.5900月分	勤続35年	41.325月分	49.59000月分
最高限度額	49.590月分	49.5900月分	最高限度額	49.590月分	49.59000月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	5,847千円	22,999千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)			—千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			—円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	6,363 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	219,431 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）	18.6 %			
手当の種類（手当数）	8			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師手当	・へき地診療所医師 ・栗生診療所医師	医療業務	5,400 千円	月額 700,000円以内
獣医師及び人工授精取扱手当	・獣医師 ・人工授精師	左記業務	42 千円	月額 150,000円 月額 3,500円
臨戸徴収・収納手当	・町の収納金の徴収又は収納業務に従事する職員	徴収業務	384 千円	従事した日 1日 300円
電気水道業務手当	・電気事業、簡易水道事業に従事する職員	電気水道事業業務	千円	従事した日 1日 300円 従事した日 1日 400円
猿捕獲管理手当	・猿捕獲業務に従事する職員	猿捕獲業務	千円	従事した日 1日 2,000円
防疫手当	・感染症が発生する恐れのある区域において、感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護作業等に従事する職員	救護作業業務	千円	従事した日 1日 500円
放射線取扱手当	・エックス線、その他の放射線を取り扱う作業に従事する職員	放射線取扱業務	千円	従事した日 1日 300円以内
用地交渉手当	・町の事業の用に供する土地の取得に関し、現地において所有者等と直接交渉する業務に従事する職員	用地交渉業務	千円	従事した日 1日 500円
山上作業等手当	・職員が勤務環境の劣悪な山上において作業及び捜索等に従事する職員	山上作業業務	千円	従事した日 1日25,000円以内
研修手当	・財団、公社、第3セクター等に研修する職員	研修業務	千円	月額 20,000円以内
電気主任技術者手当	・電気事業に従事する電気主任技術者の資格を有し、電気事業法の規定による届出をしている職員	左記業務	240 千円	月額 20,000円
火葬手当	・火葬業務に従事する職員	火葬業務	201 千円	1体につき 1,300円
し尿処理手当	・し尿処理業務に従事する職員	し尿処理業務	96 千円	月額 4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	14,236 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	91 千円
支給実績（25年度決算）	18,367 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	118 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 特定期間の加算 5,000円	同		24,282 千円	255,600 円
住居手当	・借家、借間で23,000円以下の家賃を払っている職員・家賃の月額から12,000円を控除した額 ・借家、借間で23,000円を超える家賃を支払っている職員・家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		9,324 千円	266,400 円
通勤手当	片道2kメートル以上で2,500円～36,000円を限度に支給	一部異	支給限度額が異なる。	21,018 千円	186,000 円
管理職手当	総務課長・会計管理者 43,000円 企画調整課長・各支所長・福祉事務所長 35,000円 課長 26,000円 専門官・課長相当職の参事 18,000円	異	支給限度額が異なる。	6,161 千円	362,400 円

※通勤手当は平成20年12月に改正した額を掲示

5 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額 等	
給 料 報 酬	市区町村長	761,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 507,500 円
	副 町 長	600,000 円 (— 円)	680,000 円 / 404,600 円
	議 長	304,000 円 (— 円)	408,000 円 / 218,000 円
	副 議 長	251,000 円 (— 円)	340,000 円 / 174,000 円
	議 員	228,000 円 (— 円)	320,000 円 / 155,000 円
	期 末 手 当	市区町村長 副 町 長 収 入 役	(26年度支給割合) 2.95 月分
議 長 副 議 長 議 員		(26年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市区町村長	給料月額×500/100×在職年数	15,220,000 円 任期満了毎
	副 町 長	給料月額×280/100×在職年数	6,720,000 円 任期満了毎
	収 入 役	—	
備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期

(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

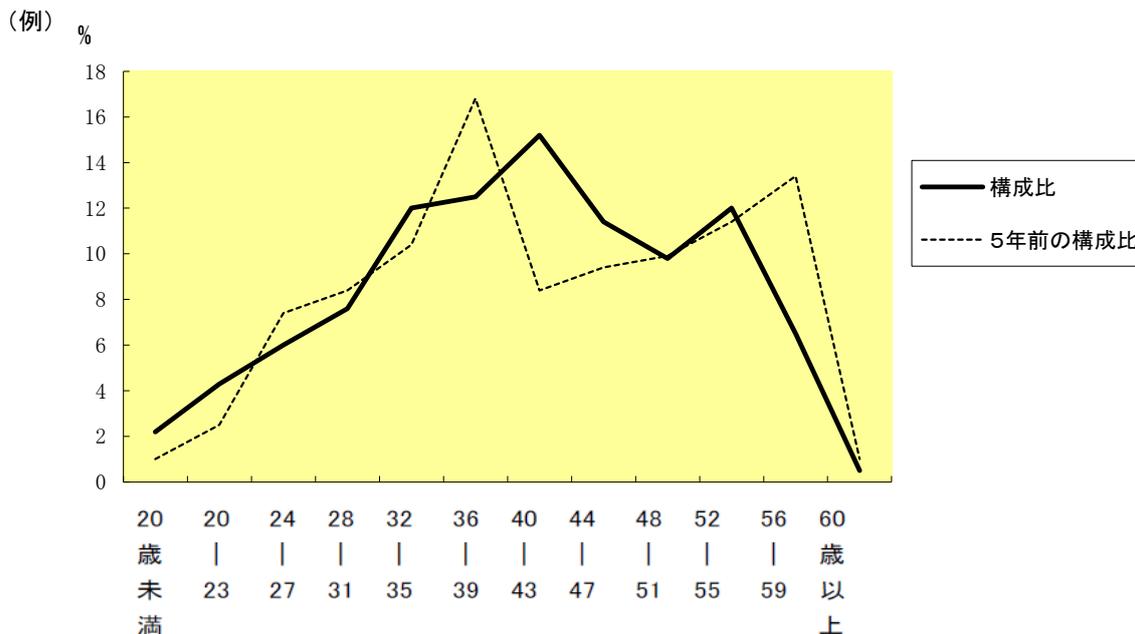
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	
		総 務	50	47	3	財政・地方創生職員の増等
		税 務	13	12	1	
		民 生	13	13	0	
		衛 生	17	23	△ 6	欠員不補充・事務の一部委託等
		農林水産	15	18	△ 3	農林水産課長と農業委員会事務局長との併任等
		商 工	6	6	0	
	土 木	14	14	0		
	計	131	136	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 84.22 人)	
		教育部門	18	20	△ 2	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	149	156	△ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.90 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 103.49 人)	
公営 企業計 等部門	病院	1	0	1		
	水道	4	4	0		
	交通	10	9	1		
	その他	20	18	2	地域支援・電気職員の増	
	小 計	35	31	4		
合 計		184 [224]	187 [224]	△ 3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.19 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	8人	11人	14人	22人	23人	28人	21人	18人	22人	12人	1人	184人

※教育長を除く。

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	146	145	139	137	136	131	△ 15 (△ 10.3%)
教育	20	20	21	19	20	18	△ 2 (△ 10.0%)
消防	—	—	—	—	—	—	— ()
普通会計	166	165	160	156	156	149	△ 17 (△ 10.2%)
公営企業等会計	37	38	34	33	31	35	△ 2 (△ 5.4%)
総合計	203	203	194	189	187	184	△ 19 (△ 9.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

該当する公営企業はありません。